

「別記」

決議文

秋田東金属産業労働組合大島支部は八月五日幹事會を開催し左の決議を為せり

今由大島製鋼所は産業合理化に名をかり職工の犠牲を轉化し其暴虐匪類なる行為に對し猛省を促すと共に會社の公表した一切の條件を撤回して速かに協議を解決せよ！

平和なる大島町を動亂に導かんとする大島製鋼所に對し我等は各組合各党と共同戦線を張り徹底して抗争することを決議す

一九三〇、八、六

全国労働組合

秋田東金属産業労働組合大島支部

労働第七〇八號

昭和五年八月十四日

警視總監 丸山 鶴吉

5. 8. 16  
1553

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

各廳府縣長官 殿

北海道大森神宮川  
兵庫委知靜岡福岡

株式会社大島製鋼所労働爭議之関スル件 (第四報)

要旨 1) 会社ニテハ本月十日ヨリ臨時休業ヲ發表セリ

2) 爭議団員中伍長組長等三十名ハ別途交渉ノ手合ヲ為シ尚加連者

中百萬合同労働組合結成ヲ計劃スル者アリテ統制乱シツツアリ

3) 爭議団代表ハ去月廿日会社ニ至リ交渉セルを得ル処ナシ

屢報掲載爭議ノ前後ノ状況左記ノ通

記